

別表2 認定手数料の基本額及び徴収方法（第11条）

業種	*申請製品数 (～まで)	申請料	**審査料	検査料
生産行程管理者 (農産物)	1～10	50,000	180,000	下記の計算式から算出
生産行程管理者 (加工食品)	1～10	50,000	220,000	
小分け業者	1～10	50,000	190,000	
輸入業者	1～10	50,000	165,000	

\*申請品目数11～20品目までは上記の審査料金に30,000円加算する。

これ以上の申請品目数に関しては別途見積もりをする。

\*\*この料金は、基本額であり、各認定申請者の手数料は生産行程管理者等の規模、所在地の実情に基づき、当会社の定める算出方法（別表8）により決定する。

#### 検査料

検査報告書：40,000円/1業種（例：小分け業者⇒1業種）

検査時間費用：6,500円/1時間

交通移動費：2,500円/1時間

検査時間＝検査終了時間－検査開始時間－休憩時間

実交通移動時間＝(到着時間－移動開始時間（往復）)－3時間

\*実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。

\*原則として手数料の徴収方法は、申請料は主申請書提出までに振込にて行う。

\*審査料、検査報告書料及び検査時間費用（2時間分）は、原則として検査日まで又は請求書発行月の翌月末日に振込にて行う。

\*追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は検査終了後に請求書発行し、原則として請求書発行日からおおむね30日後に振込にて行う。

#### その他の新規認定手数料

下記の場合などについては別体系の新規認定手数料を適用する。

1. 認定事業者または認定に係る施設の住所変更
2. 認定事業者の名義変更等が生じた場合
3. 農林物資の種類追加

業種	*審査料	**検査料
生産行程管理者 (農産物)	160,000	別表2と同様
生産行程管理者	220,000	

(加工食品)		
小分け業者	190,000	
輸入業者	165,000	

\*この料金は、基本額であり、各認定申請者の手数料は生産行程管理者等の規模、所在地の実情に基づき、当会社の定める算出方法（別表8）により決定する。

\*\*実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。

\*\*審査料、検査報告書料及び検査時間費用（2時間分）は、原則として検査日まで又は請求書発行月の翌月末日に振込にて行う。

\*\*追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は調査終了後に請求書発行し、原則として請求書発行日からおおむね30日後までに振込にて行う。

別表3 調査手数料の基本額及び徴収方法（第12条）

業種	*申請品目数 (～まで)	**審査料	検査料
生産行程管理者 (農産物)	1～10	160,000	下記の計算式 から算出
生産行程管理者 (加工食品)	1～10	200,000	
小分け業者	1～10	190,000	
輸入業者	1～10	165,000	

\*申請品目数11～20品目までは上記の審査料金に30,000円加算する。

これ以上の申請品目数に関しては別途見積もりをする。

\*\*この料金は、基本額であり、各認定申請者の手数料は生産行程管理者等の規模、所在地の実情に基づき、当会社の定める算出方法（別表8）により決定する。

#### 検査料

検査報告書：40,000円/1業種（例：小分け業者⇒1業種）

検査時間費用：6,500円/1時間

交通移動費：2,500円/1時間

検査時間＝検査終了時間－検査開始時間－休憩時間

実交通移動時間＝(到着時間－移動開始時間（往復）)－3時間

\* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。

\* 審査料、検査報告書料及び検査時間費用(2時間分)は、原則として検査日まで又は請求書発行月の翌月末日に振込にて行う。

\* 追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は調査終了後に請求書発行し、原則として請求書発行日からおおむね30日後にて行う。

別表4 臨時調査手数料の基本額及び徴収方法（第12条第2項）

業種	*申請品目数 (～まで)	**審査料	検査料
生産行程管理者 (農産物)	1～10	160,000	下記の計算式 から算出
生産行程管理者 (加工食品)	1～10	200,000	
小分け業者	1～10	190,000	
輸入業者	1～10	165,000	

\*11～20品目までは上記の審査料金に30,000円加算する。

これ以上の申請品目数に関しては別途見積もりをする。

\*\*この料金は、基本額であり、各認定申請者の手数料は生産行程管理者等の規模、所在地の実情に基づき、当会社の定める算出方法（別表8）により決定する。

#### 検査料

検査報告書：40,000円/1業種（例：小分け業者⇒1業種）

検査時間費用：6,500円/1時間

交通移動費：2,500円/1時間

検査時間＝検査終了時間－検査開始時間－休憩時間

実交通移動時間＝(到着時間－移動開始時間（往復）)－3時間

\* 実地検査に係る交通費、旅費及び宿泊費等は申請者の実費負担とする。

\* 審査料、検査報告書料及び検査時間費用(2時間分)は、原則として検査日まで又は請求書発行月の翌月末日振込にて行う。

\* 追加の検査時間、交通移動費及び交通費、旅費及び宿泊費等は調査終了後に請求書発行し、原則として請求書発行日からおおむね30日後に振込にて行う。

別表5 その他業務手数料（第12条第3項）

項目	費用
認定に係る施設の追加	60,000円～年次調査費用
生産もしくは製造に係る設備の追加	
外注管理委託先の変更	4,000円～8,000円（8,000円/時間）
認定業務廃止	なし
住所の名称変更(市の合併等による)	
各担当者の変更	11,000円/時間
表示(ラベル)デザインの変更	
製品の規格変更	
害虫管理の変更	
内部規定の変更	
サプライヤーの変更	
新規製品の追加、それによるラベルのデザインの追加	
ラッシュサービス(事前相談が必要)	90,000円
TC発行	2,500円より/1通
その他	事前相談の上、決定

- ・ 上記以外の項目の変更が生じる場合には事前に弊社に相談の上料金を決定する。
- ・ 上記料金は主に国内の認定事業者に適用される。

別表6 その他の交付手数料（第13条）

1 書類につき基本料金8000円

\*\*この料金は基本額です。

\* 手数料の徴収は、依頼書類の請求があった場合に振込又は現金にて行う。

別表8 当社の定める算出方法

項目		費用
2業種以上の認定※		0 ～ - 150,000円
申請する有機JAS製品の売上げ予想金額が年間650,000円以下		0 ～ - 30,000円
他の認定機関で同業種※の有機JAS認定取得済	前年度の検査報告書なし	0 ～ - 10,000円
	前年度の検査報告書あり	0 ～ - 20,000円
複数施設割引（有機加工食品の生産行程管理者の施設に適用）		0 ～ - 10,000円
申請品目が20品目以上		0 ～ + 20,000円

※ 1業種＝有機農産物の生産行程管理者／有機加工食品の生産行程管理者／有機農産物の小分け業者／有機加工食品の小分け業者／有機農産物及び有機加工食品の小分け業者／有機農産物の輸入業者／有機加工食品の輸入業者／有機農産物及び有機加工食品の輸入業者